

# 岩泉町妊産婦健康診査通院費補助事業

を

ご利用ください。

## 事業・制度の目的

町内に住む妊産婦の皆様の経済的負担を軽減し、安全で安心な出産を迎えられるように、町外の医療機関への通院に係る経費の一部を町が補助します。

## 対象者

岩泉町に住所を有し、町内から町外の医療機関に通院する妊産婦

※上記条件を満たし、平成22年4月1日以降に妊産婦健康診査を受けた人（産後の1か月健康診査を受診した人）が該当します。

※町外から医療機関を受診した場合は該当になりません。（里帰り等の場合など）



## 対象となる妊産婦健康診査

妊娠届出後から出産日の40日後の間までに受診する妊産婦健康診査まで

※自然流産、自然死産の場合は、対象となります。



## 補助金の額等

1回あたりの通院に係る補助金の額は、対象者の居住地に最も近い岩泉町役場または各支所から医療機関のある県内の市町村の市役所や役場までの距離に応じて、下の表のとおりです。交付する補助金は、下の表の補助額に、妊産婦健康診査の受診回数を乗じた額となります。

距離	補助額（1回当たり）	例
40キロメートル未満	1,000円	小本～宮古市 安家～久慈市
40キロメートル以上60キロメートル未満	1,500円	岩泉～宮古市または久慈市 小川～盛岡市 大川～宮古市 有芸～宮古市
60キロメートル以上	2,000円	岩泉～盛岡市 小川～宮古市 小本～久慈市

（距離の計算は、岩手県職員旅行路程図によります）

## 申請書の提出と期限

申請書の用紙は、役場保健福祉課又は各支所の窓口に用意しています。

申請書の提出は、産後1ヶ月健康診査受診日の翌日から起算して6か月以内に提出してください。

## 申請時に必要な添付書類など

母子健康手帳（氏名、受診状況を確認します。）印鑑、振込先銀行口座番号（妊産婦本人名義）

## お問い合わせ先

岩泉町役場 保健福祉課 健康推進室（22-2111、ぴーちゃんねっと 00-0236）